

## [事案 2021-149] 損害賠償請求

・令和4年3月3日 和解成立

### <事案の概要>

募集人の説明不足により契約内容を誤信して契約したことを理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成30年7月に乗合代理店を通じて契約し、令和3年2月に解約した変額保険について、以下等の理由により、既払込保険料と解約返戻金の差額を損害賠償してほしい。

- (1)派遣職員として働いていたため、募集人に対し、3年後に派遣先が変わり保険料が支払えなくなった場合、保険料の支払いをどうしたらよいか質問したところ、その場合は減額すれば良いと言われたため、月額保険料を月収の6割程度にして契約した。
- (2)募集人から、減額とは一部解約のことであり、減額した部分に対しては、解約控除が発生することの説明は受けていない。
- (3)契約にあたって、契約締結前交付書面は受領していない。
- (4)保険会社は、代理店で説明を受けた際と契約する際に、それぞれ確認書面に署名していると言うが、署名は自分の筆跡ではない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人から、加入後3年ほどの短期間での減額を想定しているとは聞いていない。
- (2)契約時に募集人は、解約や減額時の解約控除について明記された設計書を、端末画面で説明しており、後日、書面でも郵送している。
- (3)契約時に募集人は、契約締結前交付書面を申立人に手交し、解約控除について口頭で説明している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による説明不足は認められないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)本契約の保険料は高額であり、申立人の収入状況や貯蓄の状況等では長期にわたって支払うことは難しいと考えられるが、このように保険料が高額である場合、加入者の収入状況、貯蓄の状況等を丁寧に聞き取り、保険料を支払えなくなるような保険料を決めていくことが必要である。また、減額等の制度についても丁寧に説明する必要がある。
- (2)申立人から提出された設計書と保険会社から提出された設計書を比較すると、保険料払込期間や基本保険金額が異なっているが、その変更理由について事情聴取で募集人から明確な陳述を得ることはできず、契約時に十分な説明がなされたのか疑義が残る。この段階で保険期間を延長し、保険金額を増額した合理性も見出せず、申立人が希望するとも考えに

くく、募集人も理由を説明できていない。

(3)代理店で作成したとされる確認書面の署名について、申立人の署名であるか、一見したところ疑問が残る。